

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

017	藤沢都市計画土地地区画整理事業柄沢特定土地地区画整理事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	計画地の自然は、動物の生息・住民の生活環境にとって重要な価値をもっていることから、極力自然の緑を確保するとともに、自然の緑と連係した緑化を図り、良好な環境を創造するなどの対策が必要である。	整備する宅地についても、極力植栽を指導していくとともに、柄沢神社周辺の自然度の高いヤブコウジ・スダジイ林についても、造成計画、換地計画に配慮し、緑の基金制度等を活用し、将来的に保全することにより、自然の緑と連係したまちづくりを行う。
大気汚染	周辺住宅地への影響を極力少なくする方法を検討し、立地条件、気象条件に応じた防じん塀あるいは防じん網の設置を実施すること。	風向きを考慮して散水や防じん塀及び防じんネットの設置等の粉じん発生防止対策を適宜実施し、影響がでないようにする。
水質汚濁	長期間を要する工事の進め方との関係も考慮した上で、位置、土質、降水量を考慮した沈砂池の容量、構造等を再検討すること。	施工期間等を考慮し、必要な規模、構造の仮沈砂池を各工区毎の流末に設置するための検討を行い、濁水流出防止に努める。
騒音・振動	計画地周辺が住宅地であり、また、計画地が周辺住宅地より高い位置にあるため、建設工事中の騒音・振動が住宅地に影響を与えないよう、防音塀の設置、低騒音型、低振動型機械の採用等の対策を実施すること。	建設作業機械については、杭打ち時に使用するディーゼルハンマーに替えてモンケン又は根固めコンクリートを使用することにより影響を少なくする。また、必要に応じ、2mの鋼板仮囲いを設置することにより、住宅地での騒音を軽減することができる。
廃棄物	計画地に存する樹木の伐採、伐根量を求め、これをもとに処理、処分の方法と環境対策を検討すること。	造成に伴う樹木の伐採量約1,100立方メートル、伐根量約7,700立方メートルと想定されるが、伐根に伴う廃棄物の処理は、原則的に場内焼却処理とし、気象条件を考慮して日中に行う。
動物・植物	計画地中央の谷戸部は、生態系の維持を考慮し、草地と斜面緑地を一体として最大限に確保し、湧水も維持できる方策を検討すること。また、柄沢神社周辺のヤブコウジースダジイ群集の維持を検討すること。更に、計画地北西部の斜面の樹林地は公園と一体的に保存を図り、造成法面は、現存植生や潜在自然植生を考慮した緑化等を実施すること。	調整池内の池周辺については低木、芝等を植栽するとともに、南北斜面樹林の造成は極力さげ、水源については公園の造成計画の中で配慮することにより確保する。また、緑の基金制度等を活用の上、近隣公園隣接地にヤブコウジースダジイ群落を保全する。さらに、公園機能と併せて、極力現況の樹林を残すよう努力し、造成法面の植栽は郷土樹種を主体に植栽を施し、宅地についても指導する。
安全	交通安全を確保するための交通量の配分、出入時間の配慮などの対策を検討し、実施すること。	工事工程に応じて見込まれる発生交通量等について十分検討し、交通安全施設等を設置し、交通整理員を必要に応じ適時配置するなどの交通安全対策を講じる。
その他	計画地中央部の都市計画道路横浜藤沢線沿線の窒素酸化物及び騒音が環境基準を超える恐れがあるので、その対策を検討すること。	一部側道部分においては防音壁の設置及び歩道幅員を1m拡幅して歩道に植栽する。道路沿道には非住居系を主体とした建築物を誘導できるよう地区計画制度の活用を図る。